

日本NGO連携無償資金協力贈与契約
(マイクロクレジット原資事業 ひな形)

在_____日本国大使館(官職) (以下「甲」という。)は、_____ (以下「乙」という。)より申請のあった_____ (以下「事業」という)(事業実施国: _____)を資金面で協力するための資金(以下資金という)_____ (USドル等送金通貨)を限度とする贈与に関する契約を締結する。

乙は、上記資金を甲より受領するに当たり以下に合意する。

1. 上記資金の支払いは、次のとおりとする。
甲は、本契約の発効後乙からの請求に基づき、乙が事業実施国である_____内に開設する本事業専用の銀行口座に上記資金を支払う。
2. 乙は、上記資金を受領した旨の公式の領収証を甲に提出する。
3. 乙は、甲または外務省より要請のある場合には、関連文書を甲または外務省に提出する。
4. 事業は、20____年____月____日、乙より提出された事業申請書及び平成25年度日本NGO連携無償資金協力申請の手引きに従い実施される。
5. 上記資金は、20____年____月____日から20____年____月____日までの事業実施期間内に事業の遂行に必要な経費として承認された別紙の経費にのみ適正に使用する。また資金から生じた果実についても同様とする。
6. 事業に必要な物資及び(または)役務を輸入する必要がある場合には、以下に述べる調達適格国から調達する。
(1) OECD開発援助委員会(DAC)統計指示書に記載されている全ての開発途上国
(2) 全てのOECD加盟国
7. 乙は、事業資金の会計監査報告書及び事業資金の使用状況報告書を以下のとおり甲に提出する。
(1) 20____年____月____日までに中間報告書1部
(2) 事業終了後3ヶ月以内に完了報告書1部
(3) 資金供与後、マイクロクレジット原資については、原則として、最初の2年間は最低6ヶ月に1回、3年目以降の3年間は最低1年1回以上、6年目以降は甲の要請に応じて、外部の会計監査報告1部
(4) 資金供与後、マイクロクレジット原資については、最初の2年間は最低3ヶ月に1回以上、3年目以降からの3年間は最低1年に1回以上、6年目以降は甲の要請に応じて、資金の使用状況報告書1部
8. 乙は、事業の実施について以下のいずれかに該当する場合には、甲に通報し、あらかじめ甲の承認または指示を受ける。
(1) 事業申請書に記載された事業の内容の変更をするとき。
(2) 別紙に記載された経費配分の変更をするとき。
(3) 事業を中止し、または廃止するとき。
(4) 上記5.に記載された事業実施期間を1ヶ月を超えて延長するとき。(事業実施期間が1年の場合は「事業実施期間を超えて」とする。)
(5) その他、本契約の合意内容を変更するとき。

